

放送分野の規制改革に関する考え方

■ 公共放送等の在り方を踏まえたNHKの改革

特殊法人業務のスリム化、官業の民間開放の観点から、
視聴者の意思の尊重を大前提として、

1. NHKの組織・業務の見直し
2. 当面、受信料によって成り立つ公共放送の範囲を明確化

■ 地上波放送における競争の促進

平成17年11月29日
規制改革・民間開放推進会議
第6回主要課題改革推進委員会

1. 公共放送等の在り方を踏まえたNHKの改革

現 状

- ✓ 受信設備の設置者にNHKとの契約を義務付け。
 - ⇒ 事業収入6,742億円のうち、6,478億円(96%)が受信料収入 <平成17年度収支予算>
 - ⇒ 契約対象世帯の約3割が受信料を負担していないのが現状
 - ⇒ 今年度約500億円の減収見込み
- ✓ テレビ(地上2波、衛星3波)、ラジオ(3波)合わせて8チャンネルを保有。
 - ⇒ 全てが「公共放送」という位置付け
- ✓ 傘下に子会社21社、関連会社4社、関連公益法人等9団体、計34団体。
 - ⇒ ピーク時65団体(平成10年)から半減するも、平成16年度に本体から1,300億円超の支払

資料1

「NHK新生プラン」(9/20公表)と問題点

※NHKは同プランを基に来年1月に平成18年度～20年度の経営ビジョンを公表予定。

- 受信料の公平負担: 民事手続による支払督促の活用等も検討。
 - ⇒ 利用者の選択の自由を制約。他の有料サービスとの公正な競争を確保する上でも問題。
- NHKだからできる放送の追求、視聴者に開かれた番組づくり、デジタル化等の推進
 - ⇒ 受信料で成り立つ「公共放送」とは何かが曖昧(民放の公共性と何が違うのか)。
- 組織・業務の改革・スリム化: 部局統廃合、管理部門の縮小、終夜放送の見直し、人員の削減、関連団体の再編成等
 - ⇒ 特殊法人業務のスリム化、官業の民間開放(「民間にできることは民間に」)の視点が不十分。

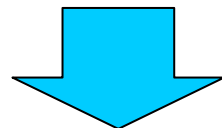
1-1. NHKの組織・業務の見直し

改革の方向性

- ✓ 特殊法人業務のスリム化、官業の民間開放(「民間にできることは民間に」)を徹底。
- ✓ 視聴者の意思の尊重が大前提
- ✓ 当面、受信料で成り立つ公共放送として真に必要な業務に限定。

※「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月18日特殊法人等改革推進本部決定)

- ①インターネット利用⇒補完的利用に限定、子会社等の業務範囲⇒拡大を抑制
- ②子会社等との取引⇒原則競争契約、例外随意契約



当会議としての改革案

- ✓ 内部部局の統廃合や管理部門の縮小等
 - ✓ 子会社等の一層の統廃合
- } 「新生プラン」の具体化
- ✓ 外部取引における競争契約比率の向上(少なくとも50%超)
⇒ NHKの業務委託契約要領の見直しも必要。
 - ✓ 保有チャンネル削減の検討

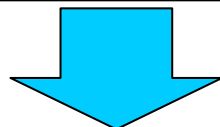
資料2

資料3

1-2. 受信料によって成り立つ公共放送の範囲の明確化

改革の方向性:「視聴者に与える放送」から「視聴者の満足を得る放送」への転換

- ✓ 視聴の有無とは無関係に負担を求める受信料制度を利用者の自由な選択の確保、公正な競争条件の確保という観点から抜本的に見直し。
- ✓ このため、視聴者の視聴の意思に基づく、契約受信料方式への転換が大前提となる。
- ✓ 当面、現行の受信料制度を維持する場合であっても、受信料収入をもって行う公共放送の範囲は真に必要なものに限定。
- ✓ それ以外の事業については、廃止すべきものは廃止。存続の意義が認められる事業については、受信料収入で賄われる公共放送とは明確に区別した上で、できるだけ制約を外し、視聴者のニーズに柔軟に対応することを可能に。



当会議としての改革案

✓ BSデジタル放送のスクランブル化

資料4

資料5

- ⇒ 平成9年の3か年計画に盛り込まれて以来の課題。現行3か年計画では来年度結論
- ⇒ 契約件数は既に1千万超。NHKの先導的役割は終了。当初問題となったデコーダ設置の問題もアナログ停波と同時に解消。

✓ 地上波デジタル放送のスクランブル化

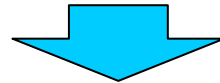
資料6

- ⇒ BSデジタル放送と同様、スクランブル化が可能な環境
- ⇒ 国民の生命や財産等を守る上で必要となる情報や公共の福祉に資するもの等、真に公共性が高いと思われる放送については、その範囲を明確にした上で一部受信料制度を継続することはあり得るが、その場合でも受信料で成り立つ公共放送は1チャンネル以内に集約が可能。

2. 地上波放送における競争の促進

現 状

- ✓ 放送普及基本計画(放送法に基づき総務大臣が策定)において県単位、広域圏単位で置局数を規定。
 - ⇒ 関東広域圏では40年間新規参入なし(基本的には新規参入が想定されない環境)
- ✓ 低額の利用料負担で電波を占有。資料7
 - ⇒ デジタル化後も現在と同じ幅の電波を占有予定
- ✓ 地上波放送事業者がインターネットによる番組配信を開始。
 - ⇔ 依然として地上波放送への新規参入は事実上不可能



改革の方向性:あらゆる競争促進策を講じてコンテンツの質を向上

- ✓ 地上波放送局の再免許手続の厳格化
 - ⇒ 新規事業者の公募手続を明確に定めるとともに、競願処理に当たって審査項目を点数化し、その点数に基づいて免許人を決定(市場原理活用型の比較審査方式の導入)。
 - ⇒ 新設免許手続に比べて簡略化されている再免許手続を見直し。
- ✓ 地域免許制度の見直し
 - ⇒ 衛星放送やインターネットの普及を踏まえ、現行の県域単位の放送対象地域を広域化。
 - ⇒ 異なる地域のローカル局間の複数局支配規制を一層緩和。
- ✓ 放送の伝送路の多様化
 - ⇒ 地上波放送事業者自ら電気通信役務利用放送事業者として登録が可能となるよう措置。
- ✓ 電波利用料の見直し
 - ⇒ 放送局の利用料について、使用帯域幅及び出力等に見合った額に改めて見直し。

資料1 受信料未払い状況

契約対象世帯の29.5%、約1,357万世帯が 受信料未払いの状態。

未契約・・・契約対象世帯の21%(約958万件) <H17年9月末推計>

不払等・・・契約対象世帯の8.5%(399万件) <H17年9月末現在>

減 収・・・▲237億円 <H17年上半期の予定額(3,239億円)比>

出典:「NHK新生プラン」に関する会長記者会見要旨(平成17年9月20日)
NHKホームページ「平成17年度上半期の収支の状況」

資料2 NHKの外部取引状況について

放送法第9条の2及び第9条の3に関する解釈指針(抜粋)

(日本放送協会の子会社等の業務範囲等に関するガイドライン)【平成14年3月8日公表】

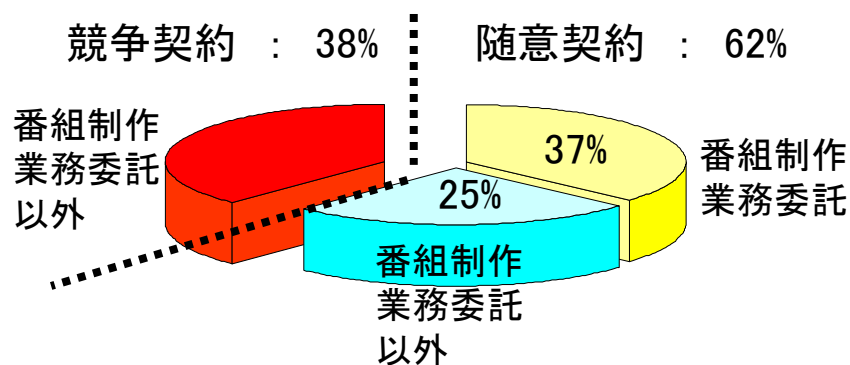
3. 協会の業務の委託

(1)協会が基準を定めるにあたっては、業務の専門性、特殊性等から他に委託先がない場合等やむを得ない場合を除き、**競争契約を原則**とし、そのための具体的な要件を定めるものとする。

平成17年度の収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見(抜粋)

業務委託及び調達について、契約・経理処理手続の適正化と審査・管理体制の強化及び**競争契約の原則の徹底を図り**、一層透明性の高い事業運営を推進すること。

平成16年度NHKの外部取引(総額1908億円)における競争契約比率



出典:総務省資料

- ・全取引の62%が随意契約
- ・番組制作業務委託は全て随意契約

資料3 NHKの業務委託契約要領

業務委託契約要領(抜粋)

2. 受託者の選定

受託者の選定にあたっては、契約の公正性および透明性を確保するため、次による場合を除き、競争によることを原則とする。

(2) 効率化に伴い移行した要員が、当該業務に従事している場合

業務委託費算定要領(抜粋)

3. 積算の考え方

(1) 積算の原則

積算は、原価計算方式によることを原則とする。

なお、原価計算方式によることが適当でないものについては、市場価格方式によるものとする。

(2) 積算の方法

原価計算方式は、委託する業務の実施に要する費用項目を積み上げ計算する方式である。

資料4 BSデジタル放送のスクランブル化に関する既往の3か年計画

「規制緩和推進3か年計画(再改定)」(平成9年3月28日 閣議決定)

2 情報・通信関係

(2) 放送〔1〕放送に係る規制

(j)

NHKのBS放送のスクランブル化については、デジタル化、多チャンネル化が急速に進展する衛星放送の動向を踏まえ、NHKに期待される役割やデコーダ設置の負担等視聴者に及ぼす影響を勘案しつつ実施について検討する。

「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日 閣議決定)

4 IT関係

ウ IT利活用の推進

30 NHKのBSデジタル放送の在り方

NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。 (平成18年度 検討(結論))

資料5 NHK衛星放送の分野別番組比率

(単位: %)

	報道	教育	教養	娯楽	合計
ハイビジョン	32.2	12.6	32.9	22.3	100
衛星第1 (総合放送)	55.9	13.2	20.6	10.3	100
衛星第2 (難視聴解消)	21.4	31.6	23.1	23.9	100

資料6 NHK地上波放送の分野別番組比率

(単位: %)

	報道	教育	教養	娯楽	合計
総合放送	50.8	11.0	22.6	15.6	100
教育放送	4.7	80.1	15.2	0.0	100

注) 数字はアナログ放送。デジタル放送もほぼ同比率。

出典: 日本放送協会平成16年度業務報告書

資料7 電波利用料について

平成16年度電波利用料の区分別収納済歳入額

	無線局の区分	代表的な無線局の例	歳入額 (百万円)	比率 (%)
1の項	移動する無線局(3の項から5の項まで及び8の項に掲げる無線局を除く。 2の項において同じ)	パーソナル無線局 陸上移動局 船舶局	965	1.7
2の項	移動しない無線局であって、移動する無線局又は携帯して使用するための 受信設備と通信を行うために陸上に開設するもの(8の項に掲げる無線局 を除く。)	基地局 無線呼出局 海岸局	4,058	7.0
3の項	人工衛星局(8の項に掲げる無線局を除く。)	通信衛星 放送衛星	2	0.0
4の項	人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局(5の項及び8の項に掲げ る無線局を除く。)	地球局	21	0.0
5の項	自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するため に開設する無線局であって、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの (8の項に掲げる無線局を除く。)	船舶地球局 航空機地球局 携帯移動地球局	4	0.0
6の項	放送をする無線局(3の項及び7の項に掲げる無線局並びに電気通信業務 を行うことを目的とする無線局を除く。)	テレビ放送 ラジオ放送	430	0.7
7の項	多重放送をする無線局(3の項に掲げる無線局を除く。)	文字多重放送	5	0.0
8の項	実験無線局及びアマチュア無線局	実験局 アマチュア局	302	0.5
9の項	その他の無線局	固定局	700	1.2
包括免許	上記区分にかかわらず、電波法第27条の2に定める包括免許特定無線局	携帯電話 MCA移動局 衛星携帯電話	48,587	83.6
テレビジョン放送をする無線局の追加分			3,070	5.3
総計			58,144	100